

# 第二百一十一回国 参議院 内閣委員会 會議録 第四号

令和五年三月十七日(金曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十日

辞任

宮口 治子君

補欠選任

杉尾 秀哉君

出席者は左のとおり。

委員長 古賀友一郎君  
理事 上月 良祐君  
森屋 宏君  
山田 太郎君  
吉田 忠智君  
塩田 博昭君

委員

国務大臣

有村 治子君  
磯崎 仁彦君  
衛藤 晟一君  
自見はなこ君  
広瀬めぐみ君  
三宅 伸吾君  
山谷えり子君  
塩村あやか君  
杉尾 秀哉君  
水野 素子君  
三浦 信祐君  
柴田 巧君  
高木かおり君  
上田 清司君  
井上 哲士君  
大島九州男君

国務大臣 (内閣官房長官) 松野 博一君

国務大臣 (国家公安委員 会委員長) 谷 公一君

国務大臣 (内閣府特命担 当大臣(科学技 術政策、経済安 全保障)) 高市 早苗君

国務大臣 小倉 將信君

副大臣 法務副大臣 門山 宏哲君

厚生労働副大臣 伊佐 進一君

大臣政務官 外務大臣政務官 秋本 真利君

会計検査院長 森田 祐司君

事務局長 小林 史武君

常任委員会専門 員 宮崎 一徳君

衆議院事務局側 事務総長 岡田 憲治君

裁判官弾劾裁判所事務局側 事務局長 鈴木 千明君

裁判官訴追委員会事務局側 事務局長 中村 実君

国立国会図書館側 館長 吉永 元信君

政府参考人 内閣官房内閣審 議官 加野 幸司君

内閣官房内閣審 議官 齋藤 秀生君

内閣官房就職氷 河期世代支援推 進室次長 吉岡 秀弥君

内閣官房デジタ ル園都市国家 構想実現会議 事務局審議官 西條 正明君

科学省大臣官 房審議官 浅野 敦行君

内閣府設置法 家庁審議官 品川 高浩君

内閣府大臣官 房審議官 進室次長 三貝 哲君

内閣府政策統括 官 奈須野 太君

内閣府科学技 術・イノベーション推進事務 局長 谷 滋行君

警察庁長官官 房総括審議官 早川 智之君

警察庁生活安全 局長 山本 仁君

総務省大臣官 房政策立案総括審 議官 武藤 真郷君

総務省大臣官 房審議官 平池 栄一君

消防庁国民保 護・防災部長 田辺 康彦君

法務省大臣官 房審議官 松井 信憲君

法務省大臣官 房審議官 保坂 和人君

出入国在留管理 庁出入国管理部 長 丸山 秀治君

外務省大臣官 房儀典長 島田 丈裕君

外務省大臣官 房参事官 松尾 裕敬君

財務省大臣官 房審議官 山崎 翼君

文部科学省大臣 官房審議官 里見 朋香君

厚生労働省大臣 官房審議官 鳥井 陽一君

厚生労働省大臣 官房審議官 青山 桂子君

厚生労働省大臣 官房審議官 本多 則恵君

厚生労働省社 会・援護局障害 保健福祉部長 辺見 聡君

経済産業省大臣 官房審議官 門松 貴君

海上保安庁総務 部長 勝山 潔君

防衛省大臣官 房審議官 小杉 裕一君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○令和五年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送 付)、令和五年度特別会計予算(内閣提出、衆議 院送付)、令和五年度政府関係機関予算(内閣提 出、衆議院送付)について

(皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所 管(デジタル田園都市国家構想関係経費を除く) 及び内閣府所管(内閣本府沖縄関係経費、地方 創生関係経費、消費者委員会関係経費を除く)、 知的財産戦略推進事務局、科学技術・イノベー ション推進事務局、健康・医療戦略推進事務 局、宇宙開発戦略推進事務局、総合海洋政策推 進事務局、国際平和協力本部、日本学術会議、 官民人材交流センター、宮内庁、警察庁、個人 情報保護委員会、カジノ管理委員会、こども家 庭庁)

○委員長(古賀友一郎君) ただいまから内閣委員 会を開会いたします。

会計検査院の令和五年度予定経費要求額は百五十八億二千四百万円余でありまして、これを前年度予算額百七十一億四千七百万円余と比較いたしますと十三億二千二百万円余の減額となっております。

ただいま申し上げました要求額は、日本国憲法第九十条及び会計検査院法の規定に基づく会計検査院の運営及び会計検査業務に必要な経費であります。

次に、その概要を御説明申し上げます。

まず、会計検査院の運営に必要な経費として百四十五億八千七百万円余を計上いたしております。これは、会計検査に従事する職員等の人件費及び庁舎の維持管理等に必要経費であります。

次に、会計検査業務に必要な経費として十二億三千六百万円余を計上いたしております。これは、国内外における実地検査等のための旅費及び検査活動を行うためのシステムの開発・運用等に必要経費並びに検査活動に資する研究及び検査能力向上のための研修に必要な経費であります。

以上、会計検査院の令和五年度予定経費要求額の概要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長(古賀友一郎君) 以上で予算の説明の聴取は終わりました。

説明者は御退席いただいて結構です。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○三宅伸吾君 本日は質問の機会をいただきまして、古賀委員長を始め理事、そして委員の皆様にご心より御礼を申し上げます。

本日は、バッテリーについて質疑をさせていただきます。

経済安全保障推進法により、バッテリー、蓄電池ですね、特定重要物資に指定をされました。世界的に市場が急拡大をしているということございまして、米国、そして欧州共同体、そして日本を含めて、脱炭素のための環境政策、そして経済安全保障政策、そしてまた産業政策が入り乱れ

て、規制の強化、そしてまた助成ルールの構築が世界中で進んでおります。

まず、経済産業省にお聞きをいたします。

昨年八月、米国でインフレ抑制法が成立をいたしました。いわゆる電気自動車、コストの三分の一がバッテリーと言われております。この電気自動車に関する税制優遇措置の概要と、我が国バッテリー産業への影響を教えてください。

○政府参考人(門松貴君) お答えいたします。

先生御指摘のとおり、昨年八月に米国において、クリーンエネルギー自動車購入に対する税額控除措置改定を含むインフレ削減法が成立したと承知しております。

この税額控除の適用を受けるには、車両の最終組立てが北米域内、すなわち、米国、カナダ、メキシコで行われることを前提に、バッテリー材料が一定割合以上、米国又は米国の自由貿易協定管理、締結国、自由貿易協定締結国で採取、加工されたものであること、また、バッテリー部品が一定割合以上、北米域内で製造、組立てされたものであることなどの要件を満たした場合に、最大七千五百ドルの税額控除が受けられるとされているところでございます。

米国との自由貿易協定締結国の定義についてでございますが、インフレ削減法では明確に示されておらず、昨年十二月に米国の財務省が公表した文書の中に、今後発表されるガイダンスにおいて自由貿易協定を特定するための幾つかの基準が提案されるとの記載がございます。そのように承知しております。

なお、同法には一定の除外規定がございます。一定期間の後、懸念される外国事業者、すなわち、北朝鮮、ロシア、中国、イラン当局の指示等に服する事業者がバッテリー材料となる重要鉱物の抽出、加工やバッテリー部品の製造、組立てを行う場合は税額控除の対象にならないと承知しております。

こうした要件に基づく税額控除を受けられない蓄電池、これは米国市場における競争力が劣後す

るおそれがあり、日本の蓄電池産業においても北米での蓄電池生産が必要となるなど、同法の影響は大きいと我々は認識しております。でございます。

○三宅伸吾君 米国の新しい法律、資源分野を含めまして懸念国への依存度を下げるといふ狙いがございまして、そしてまた、北米での雇用を拡大するという産業政策がはつきり見て取れると思っております。そしてまた、韓国との関係では、我が国が税制優遇措置の条件となるFTA締結国とは明示をされておらず、現時点におきましては、日本勢が対韓国との関係では不利な状況になっているということでございます。

そしてまた、欧州でもバッテリー規則案というのが既に公表されております。こちらも海外勢の域内生産シフトを促すような規制案になっていると承知をしておりますけれども、詳細につきましては、経済産業省、お知らせください。

○政府参考人(門松貴君) お答えいたします。

先生御指摘のとおり、EUの新バッテリー規制案におきましては、ライフサイクル全体で一定以上のCO<sub>2</sub>を排出する蓄電池の欧州市場での取引の禁止、サプライチェーン上の人権、環境リスクの特定、評価、情報開示の義務化、リサイクル材の使用義務化といった規制が提案されているものと承知をしております。CO<sub>2</sub>排出量の多い製品や人権、環境リスクの高い製品、リサイクル材の使用率の低い製品は、欧州市場から段階的に排除されることが想定されるものと認識をしております。

また、欧州内外への影響でございますが、同法案が発効された場合、例えば、原子力であったりとか再生可能エネルギー比率の高い欧州における蓄電池製造に一定程度のメリットが出てくる可能性が考えられるところでございます。しかしながら、現時点で、ライフサイクル全体でのCO<sub>2</sub>排出量の算定方法など、具体的なルール、これは明らかにされておられません。蓄電池の生産場所による差異が実際に生じるか否かは定かでないという

状況にございます。

いずれにいたしましても、経済産業省といたしましては、欧州市場においても日本の蓄電池産業の競争力の維持、これを図っていくために、蓄電池のライフサイクルにおけるCO<sub>2</sub>排出量の試行的な算出や算出ルールの確立に向けた検討、人権、環境デューデリジェンスの試行的な実施、また実施方法の確立に向けた検討、さらにはグリーンイノベーション基金等による蓄電池のリサイクル技術の開発支援等を実施しているところでございまして、引き続き、欧州の動向を注視し、脱炭素化に資するルール作りや技術開発にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○三宅伸吾君 欧州のバッテリー規則案によりまして、脱炭素電源で蓄電池を製造できない企業、そしてまたリサイクルへの取組が少ないものについては、欧州市場から今後締め出されるおそれがあるということでございます。つまり、欧米は、巨大な市場を背景にしまして、税制優遇措置や、そしてまた環境を旗印にした規制により、持続可能な電池のサプライチェーンを域内に引っ張ってこようという意図を明確に持ったルールが作られているということでございます。

当然、我が国でも、経済安全保障推進法により、政府はバッテリーを特定重要物資に指定したところでございます。バッテリーの製造事業者が供給確保計画の認定を受ければ、今年度第二次補正予算で手当てをいたしました経済安保基金約三千三百億円から、国内での生産基盤の整備や、そしてまた技術開発で支援を受けることになっております。国内生産基盤をしっかりと確保するという意味ではこの策は妥当だ、妥当であろうと当然考えております。

本日、高市大臣にお聞きしたいのは、国産バッテリーの調達面のことでございます。

電気、ガス、水道、通信、金融など基幹社会インフラについて、政府は推進法に基づき近く特定社会基盤業務基本計画を閣議決定する予定でござ

いまして、先ほど指針案のパブリックコメントが  
終わつたと承知をいたしております。

ただ、そこで少し疑問がございます。特定重  
要物資の供給確保計画との関連性がこの指針案で  
は見えないわけでありませぬ。特定重要設備の製造  
場所については、単に製造場所を聞くだけではな  
く、それが特定重要物資の供給確保計画に基づい  
て生産されたものなのか、そうでないかを含め、  
しっかりと記載させるべきではないかと思つてお  
ります。

と申しますのは、特定重要物資の供給確保計画  
に基づいて生産されたバッテリーであれば、基幹  
インフラへのサイバー攻撃を含めた妨害行為を防  
ぐという観点から、より安心できると考えるから  
でございますけれども、大臣の御所見をお伺い  
いたします。

○**国務大臣(高市早苗君)** 三宅委員御指摘いた  
さましたとおり、この特定重要物資の安定的な確  
保を図ること、それから特定社会基盤役務  
の安定的な提供を確保することも国民の皆  
様の安全を経済面から確保していくという観点で  
非常に重要だと考えております。

そういうわけで、まずは重要な物資の安定供給  
確保の観点で蓄電池など十一物資を特定重要物資  
に指定し、この供給確保計画に基づき国内生産基  
盤の強化などに取り組む事業者への支援を行うこ  
ととしております。ただ、この支援を行う場合に  
は、サイバーセキュリティ対策など、信頼性の  
確保も考慮することになっております。

それから、特定社会基盤役務の安定的な提供を  
確保する観点からは、現在閣議決定に向けて検討  
を進めている基本指針案にも記載しておりますけ  
れども、我が国の外部からの妨害行為が行われな  
いよう、重要な設備の導入などに先立ち、政府に  
対する届出を求めて審査を行うというものでござ  
います。

こうした取組をまず着実に進めるといふことに  
よつて、この経済構造の自律性を向上させてまい  
りたいと考えております。

○**三宅伸吾君** 経済安全保障推進法の制定につ  
きましては高く評価するものでございます。是非と  
も、絵に描いた餅にならないように、しっかりと  
その運用に向けた細則について、胆力を持つて最  
後の詰め作業を急いでいただきたいと存じま  
す。

急成長する国内のバッテリー市場もしっかりと  
我が国のバッテリー勢が取り込むようにすること  
が、ひいては我が国の経済安全保障につながる  
というのが私の思いでございますので、是非とも魂  
を入れていただきたいとお願いを申し上げます。

次に、外務省にお聞きをいたします。  
外交ナンバリーの駐車違反についてでございます  
けれども、これ前参議院議員の白眞勲先生と、そ  
れと私のこれまでの国会質疑によつて、中国、ロ  
シアを中心に駐車違反の罰金、いわゆる罰金を踏  
み倒している例が多々あるということが既に明ら  
かになっております。

令和三年度までの過去四年間の悪質三か国の累  
積、過去四年度間、四年分の累積罰金踏み倒し額を  
調べましたら約二億円相当でございます。最近ほ  
どのように改善されたのか、外務省にお聞きをいた  
します。

○**政府参考人(島田丈裕君)** お答えいたします。  
三宅先生には、かねてより本問題に関心を持  
つていただきまして、随時御指導いただきておりま  
す。お礼申し上げます。

先生御指摘の踏み倒しとは、一部の駐日外交団  
による駐車違反の違反金が未払のまま回収が不  
能となつた事例、すなわち行政用語では不納欠損  
と申しておりますが、そのことを指しているという理  
解でございます。外交団車両による駐車違反に係る不  
納欠損は、警察庁作成の資料によれば、令和三年  
度では三千九百件、推計五千八百五十万円に上  
つております。

本問題について、外務省といたしましても誠に  
遺憾と認識しております。これまでも警察庁の  
理解と協力を得ながら対策を講じてきていたこと  
でございます。

具体的には、駐日外交団に対しまして、累次に  
わたり注意喚起をいたしました。個別の申入れを行  
うとともに、令和三年四月には新たな措置を導入  
しまして、繰り返し違反を行う車両に対して、全  
ての違反金の支払が確認されない限り、免税での  
ガソリン購入のための証明書を発給しないとい  
つたような対応を取つてきているところでござい  
ます。

この結果、駐日外交団による放置車両違反件数  
は、平成二十八年の五千八百七十三件をピークに  
一貫して減少しております。令和四年には四百  
三十一件にまで減少しております。そのうち、ロ  
シアにつきましては、令和元年に一千百一十一  
件あったものが令和四年には六十四件にまで減少  
いたしました。中国については、同様に二百四十二  
件あったものが九件にまで減少したところでござ  
いまして、新たな措置の導入以降、繰り返し違反  
を行う車両に該当した中国の車両はございませ  
ん。

不納欠損は、放置違反金が納付されず五年の時  
効が過ぎて徴取できなかった事案であるため、統  
計上の数字では不納欠損の件数の推移と喫緊に発  
生している放置車両違反件数の推移とは必ずしも  
一致するものではございません。一方、放置車両  
違反件数の最近の減少傾向を踏まえれば、不納欠  
損の件数も遠からず減少するものと見込まれてお  
ります。

いづれにしましても、外務省としましては、引  
き続き、警察庁と緊密に連携をして、駐日外交団  
による駐車違反の問題にしっかりと取り組んでま  
いりたいと思つております。以上です。

○**三宅伸吾君** 海外の我が国の外交官はしっかりと  
と、そもそも違法駐車もしてないでしようし、  
万が一何かのミスで違反し、何らかのその制裁を  
科された場合には全額支払っていると聞いており  
ますので、なめられないように、しっかりとこれか  
らもふらちな違反駐車の外交通車については厳し  
く対応をお願いしたいと思います。

終わります。

○**塩村あやか君** 立憲民主・市民の塩村でござい  
ます。今日はよろしくお願ひいたします。

まず、通告をしていないんですが、小倉大臣、  
申し訳ございません、一問質問をまずさせてくだ  
さい。

昨日の夜、びっくりしたニュースを見ました。  
産後のパパ育児です。実質十割に給付引上げとい  
うことで、なぜ男性だけなのかという怒りと驚き  
の声がネット上に広がっております。出産した女性  
は休業前賃金六七％に据え置かれるということ  
で、これはおかしいのではないかと。その後、男  
女共に引き上げるといふニュースも出てきていま  
んですけれども、まだちよつと確認が取れていま  
せん。教えていただきたいというふうには思つてい  
ます。

まさか男女で育児給付に差を付けるということ  
はないと思うんですが、念のため確認をさせてく  
ださい。

○**国務大臣(小倉將信君)** 今、塩村委員が御指摘  
いただいた報道があることは承知しております  
が、現時点では個別の政策について述べる段階に  
はないと考えております。

ただ、日本の場合、家事等の無償労働の割合は  
男性に比べて女性に五・五倍と非常に高く、家  
事、育児の負担が女性に偏つていたり、仕事  
と子育ての両立の難しさが大きな課題の一つと  
なつてきているという認識もございませぬ。こう  
した中で、父親が育児をすることは、母親の子  
育て中の孤立感や負担感、仕事と子育ての両  
立の難しさが軽減され、子供を産み育てたい  
という希望をかなえやすい環境につながるもの  
と考えております。

そうした中、総理からは、働き方改革の推進と  
それを支える制度の充実を柱の一つとすることを  
指示として頂戴しております。まさに検討して  
いるところであります。

なお、男女で差を付けるという報道があるが  
ということですが、一部の報道では育児の給  
付率を男性のみ引き上げるとされておりますが、